



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*960	昭和59年和歌山県告示第737号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(自然環境課).....	1
*961	昭和59年和歌山県告示第740号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(").....	2
*962	平成元年和歌山県告示第772号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(").....	3
*963	平成6年和歌山県告示第701号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(").....	3
*964	平成16年和歌山県告示第1214号(鳥獣保護区域内における特別保護区の指定)の全部改正	(").....	3
*965	特定猟具使用禁止区域の指定	(").....	4

告 示

和歌山県告示第960号

昭和59年和歌山県告示第737号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から適用する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第1項第2号中「岩出市北大池」を「岩出市今畑」に、「林道土仏線」を「林道土佛線」に、「南下して」を「南進し」に、「市道東阪本線」を「市道北大池東坂本1号線」に、「北進し起点に至る線」を「北進し植物公園緑花センター敷地西北端に至り、同所から起点に至る線」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、岩出市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第3項第2号中「南下し」を「南進し」に、「ゴウレイの」を「字ゴウレイとの」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、かつらぎ町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第4項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 区域

海南市幡川654番1と林道幡川線との交点を起点として、同所から海南市幡川654番4の境界に沿って南進し同境界南端に至る。同所から同境界並びに海南市大野中1103番5及び1082番1の境界に沿って西進し海南市大野中1082番1の西端に至り、同所から同境界に沿って北進し海南市大野中1080番に至り、同所から同境界に沿って北進し、その後東進し海南市大野中1083番1通称馬の背に至り、同所から同境界に沿って北東に進み、海南市大野中1083番7及び1103番1並びに海南市幡川654番1の境界を東進し、その後南進し海南市幡川653番1との交点に至り、同所から同境界と海南市幡川668番1の境界に沿って南進し起点に至る線に囲まれた区域であり、生活環境保全林整備事業により整備した森林公園「雨の森」を包含する区域

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、海南市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

和歌山県告示第961号

昭和59年和歌山県告示第740号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から適用する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第1項第2号中「東に折れ、」を「、同所から」に、「下流から」を「下流に至り、同所から」に、「東進して青洲の里の敷地内を通り」を「東進し」に、「地下を」を「地下に」に、「同用水路」を「同所から同用水路」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀の川市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第2項第2号中「御膳松」を「湊」に、「水面の接線を南進して」を「水面との接線に沿って南進し」に、「本流水面の」を「本流水面との」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、集団渡来地としての環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第3項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、白浜町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な

環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

和歌山県告示第962号

平成元年和歌山県告示第772号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から適用する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

本文中「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第4項第2号中「芳養町地内の国道42号」を「芳養町地内の国道424号」に、「同国道を南進し国道424号」を「県道秋津川田辺線を南進し国道424号」に、「上富田町の」を「と上富田町との」に、「池田湾に向かって境界沿いを南西に進み」を「同境界に沿って南西に進み田辺市と白浜町との境界に至り、同所から同境界に沿って北西に進み」に、「芳養川左岸」を「同所から芳養川左岸」に、「北進し国道42号」を「北進し国道424号」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、田辺市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第963号

平成6年和歌山県告示第701号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から適用する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第2項中「西本庄橋」を「西本庄新橋」に、「町道熊岡東本庄線を南進し」を「町道西本庄橋線を北進し町道熊岡東本庄線に至り、同町道を南進し」に、「更に同境界」を「その後同境界」に改め、第3項及び第4項を次のように改める。

3 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、みなべ町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、集団渡来地としての環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第964号

平成16年和歌山県告示第1214号(鳥獣保護区域内における特別保護区の指定)の全部を次のように改正し、令和6年11月1日から適用する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定によ

り、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

1 名称

万燈鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

岩出市今畑地内の広域農道と林道土佛線との交点を起点として、広域農道に沿って東進し桜池余水吐に至り、同所から岩出市と紀の川市との境界を南東に進み万燈山頂の旧昭和の森の「海の見える展望台」に至り、同所から旧昭和の森内の遊歩道を西に200メートル進み、同遊歩道の曲がり角を経て東に70メートル進み、同所から東側の尾根を南下し岩出市第二配水池東側の山頂に至り、同所から近畿大学敷地と岩出市第二配水池との境界に沿って西進し近畿大学「学びとふれあいの広場」敷地西端に至り、同所から西側の尾根を北進し旧昭和の森「冥福の森」を経て新池上流の上ノ池の堤に至り、同所から同堤を西進し、更に植物公園緑花センターと新池との境界及び植物公園緑花センターと竈池との境界に沿って西進し市道根来北大池線に至り、同所から同市道を北進し植物公園緑花センター敷地西北端に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、岩出市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

和歌山県告示第965号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 紀ノ川・小豆島特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

紀ノ川・小豆島特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

和歌山市紀伊地区小豆島地内の紀ノ川の支流である高川樋門を起点として、同所から堤防を上流に進み、北田井ノ瀬橋北詰を経て県道小豆島岩出線を東進し和歌山市と岩出市との境界に至り、同所から同境界に沿って南東に進み和歌山市上三毛地内の県道と歌山打田線に至り、同所から同県道を西進し南田井ノ瀬橋南詰に至り、同橋を渡り南田井ノ瀬橋北詰に至り、同所から中州河川敷を西進し河川敷先端に至り、同所から起点を北に見通した線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 和歌山市北部特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

和歌山市北部特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

和歌山市加太地内の加太大波止先端を起点として、同所から海上を東進し大谷川河口に至り、同所から同川を上流に進みコスモパーク加太の境界に至り、同所から同境界に沿って北進し和歌山市森林

公園の境界に至り、同所から同境界に沿って東進し和歌山県と大阪府との境界に至る。同所から同境界に沿って東進し県道和歌山阪南線に至り、同所から同県道を南進し三笠池の南側堤塘に至り、同所から同堤塘を東進し同池の東端と和歌山大学所有地最北端を結ぶ線を東進し、同所有地の境界を南進し里道に合流して西谷池の東側を渡り南海本線貴志中の孝子8号踏切に至る。同所から南海本線を和歌山市駅方向に進み市道大谷向線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道楠見200号線に至り、同所から同市道を南進し大谷交差点に至る。同所から北進し楠見地内で市道楠見61号線に至り、同所から同市道を北進し市道楠見64号線に至り、同所から同市道を北進し市道楠見66号線に至り、同所から同市道を北進し目良団地北端を見通す地点に至り、同所から目良団地を見通した線を東進し同団地に至り、同団地の外周を北東に進み紀ノ川東洋台の外周に至り、同所から同外周を北東に進み近畿大学附属和歌山高等学校の正門に至る。同所から同学校沿いの道を東進し緑ヶ丘タウンの西端に至り、同所から同団地の外周を山沿いに北東に進み同団地の北東端に至り、同所から鳴滝不動尊を見通した線を東進し同所に至り、同所から山沿いに東進し和興開発西ニュータウンに至り、同所から同団地及び東ニュータウン、サンシャイン紀ノ川台の外周を山沿いに東進しサンシャイン紀ノ川台の東端に至る。同所から直川地内の北辻踏切を結ぶ線を南進し同踏切に至り、同踏切からJR阪和線沿いに東進し阪和自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み奥ノ池上池・新池を含み、雄の山跨道橋に至り、同所から同跨道橋を東進し和歌山市と岩出市との境界に至る。同境界に沿って南進し県道小豆島岩出線に至り、同所から同県道を西進し県道小豆島船所線及び県道善明寺北島線を経て紀ノ川沿いの堤防を西進し、湊地内紀ノ川河口右岸先端に至り、同所から更に西進し魚つり公園西端に至る。同所から加太南部鳥獣保護区の東南端を見通した線を北西に海上を進み同保護区の東南端に至り、同所から山道を北進し山田池に至り、同池に沿って北進し市道加太50号線に至り、同所から同市道を北進し白橋に至り、同所から同橋を渡り堤川の右岸に沿って西進し同川河口に至り、同所から加太南部鳥獣保護区の北端を西進し加太大波止南端に至り、同所から加太大波止を北進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 和歌山市南部特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

和歌山市南部特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

和歌山市湊地内の紀ノ川河口左岸先端（青岸）を起点として、同所から堤防に沿って東進し南田井ノ瀬橋南詰に至り、同所から県道和歌山打田線を経て更に東進し和歌山市と岩出市との境界に至る。同所から同境界を南東に進み県道岩出海南線に至り、同所から同県道を西進し市道佐和85号線との交差点に至り、同所から同市道を南進し県道井ノ口秋月線に至り、同所から同県道を西進し市道栗栖和佐線に至り、同所から同市道を西進し県道井ノ口秋月線に至り、同所から同県道を西進し市道栗栖和佐線に至り、同所から同市道を西進し県道八軒家鳴神線に至り、同所から同県道を南進し県道井ノ口秋月線に至り、同所から同県道を南進し県道野上線に至り、同所から同県道を南進し市道岡崎団地1号線に至り、同所から同市道を南西に進み市道神前吉礼線に至る。同所から同市道を南進し市道神前冬野線に至り、同所から同市道を南進し県道秋月海南線に至り、同所から同県道を南進し竈山鳥獣保護区に接し、同所から同保護区の接点である名草川に架設している橋を渡り、同川を北に約25メートル進み、竈山神社所有地に隣接する水路に接し、同所から同水路を西進し県道三田三葛線に至る。同所から同県道を西進し市道三田70号線に至り、同所から同市道を西進し県道和歌山橋本線を横断し市道三田69号線に至り、同所から同市道を南西に進み市道三田96号線に至り、同所より南進し市道三

田97号線に至り、同所より東進し市道三田99号線に至り、同所より南進し市道三田100号に至り、同所より南進し住宅の東側道路を南進し山道（稜線）に至り、同所から同山道を南東に進み名草山の山頂（228メートル三角点）に至り、同所から同山道を南進し内原神社境内を経て同神社参道を通り、内原地区のJR紀勢本線の内原2号踏切に至る。同踏切から線路に沿って東進し和歌山市と海南市との境界に至り、同所から同境界線を南西に進み船尾山を経て海岸に至り、同所から海岸に沿って西進し毛見崎南先端に至り、同所から海上を北進し片男波突堤の先端に至る。同先端から和歌川右岸に沿って北進し、観海閣に架かる三断橋西詰を経て同川右岸に沿って東進し、旭橋西詰を経て同川右岸に沿って北進し小雑賀橋西詰に至る。同所から市道宇須小雑賀線を北西に進み市道水軒小雑賀線に至り、同所から同市道を西進し国道42号との交点（高松交差点）に至り、同所から同国道を南進し県道和歌山橋本線との交点（水軒口交差点）に至り、同所から同県道を西進し県道新和歌浦梅原線（大浦街道）との交点に至る。同所から同県道を南進し県道新和歌浦梅原線（海岸通り）を経て水軒川に架かる養翠橋を渡り、同川の右岸に沿って西進し同川河口に至り、同所から和歌山下津港2号臨海線を西進し和歌浦地内の大浦崎に至る。同所から防波堤を北進し同防波堤北端から更に海上を北進し青岸埠頭の護岸先端に至り、同所から同護岸沿いに東進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 渋田特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

渋田特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

伊都郡かつらぎ町東渋田地内の国道480号と県道和歌山橋本線との交点を起点として、同所から同国道を南進し町道旧県道海南九度山線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道見好西部19号線に至り、同所から同町道を南進し里道に至り、同所から同里道に沿って北西に進み町道見好西部17号線に至り、同所から同町道を北進し町道旧県道海南九度山線に至り、同所から同町道を北進し町道見好西部63号線に至り、同所から同町道を東進し県道和歌山橋本線に至り、同県道を東進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 御坊特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

御坊特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

御坊市名屋地内の日高川河口右岸南端を起点として、同所から御坊市と美浜町との境界に沿って北進し御坊市、美浜町及び日高町の市町界の交点に至り、同所から御坊市と日高町との境界を東進しJR紀勢本線の線路に至り、同所から同線路に沿って南進しJR御坊駅及びJR道成寺駅を経て御坊市と日高川町との境界に至り、同所から同境界を南進し市道駅前道成寺線に至り、同所から同市道を東進し県道御坊美山線との交点に至り、同所から日高川右岸堤防に沿って下流に進み国道42号に至り、同所から同国道を横切り市道御坊港線及び河川境界線に沿って日高川を下流に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 小中特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

小中特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

日高郡日高町大字小中地内の小中バス停を起点として、同所から県道比井紀伊内原停車場線を西進し日高中学校前の交差点に至り、同所から北進し保健福祉総合センターに至り、同所から約350メートル東進し交差点に至り、同所から北進し岩の谷池の堤に至り、同所から同堤に沿って東進し同堤の東端に至り、同所から約150メートル南進し、同所から農耕地内の里道を東進し御湯池を経て町道小中王子裏線に至り、同所から同町道を南進し上池の堤に至り、同町道を堤沿いに約100メートル南進し上池南端の上池橋に至り、同所から小中住民公園沿いの里道を南進し町道笠松線に至り、同所から約100メートル南進し町道小中王子西久保線に至り、同所から同町道を南進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 朝来特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

朝来特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

田辺市、白浜町及び上富田町の境界を起点として、同所から田辺市と上富田町との境界を北東に進み高畑山山頂に至り、同所から稜線に沿って山道を南進し方鹿高畑農道を通って井ノ谷池に至り、同池から井ノ谷川沿いに南進し県道上富田南部線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道上富田すさみ線との交点に至り、同所から同県道を更に西進し町道梅田上村線との交点に至り、同所から町道梅田上村線を更に西進し国道42号との交点に至り、同所から国道42号を南西に進み郵便橋西詰に至り、同所から県道栄岩崎線を南西に進み白浜町と上富田町との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器